

平成23年 8月25日
東京都都市整備局

平成23年度東京都指定構造計算適合性判定機関指定募集要領

1 趣旨

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）が、平成19年6月20日から施行され、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定構造計算適合性判定機関」という。）に、構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。この要領は、指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

法第6条第5項、第6条の2第3項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定の業務

3 指定要件

別紙「東京都指定構造計算適合性判定機関指定基準」による。

4 申請方法

あらかじめ、下記の申請先に連絡した上で、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第31条の3（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）及び第31条の8（構造計算適合性判定業務規程の認可の申請）に定める書類を、直接持参により提出すること。

5 申請期間

平成23年9月5日(月)から同年9月26日(金)まで

6 審査方法

提出された書類等について、法令への適合及び東京都指定構造計算適合性判定機関指定基準への適合を審査し、東京都指定確認検査機関及び指定構造適合性判定機関に関する検討委員会の意見を踏まえて、指定構造計算適合性判定機関の指定の可否を決定する。

その後、指定構造計算適合性判定機関の指定を受けた者について、法第77条の35の9に規定する構造計算適合性判定業務規程の認可に対する審査を行う。

7 結果の通知

指定構造計算適合性判定機関の指定については、10月下旬頃に通知する。

申請先及び問い合わせ先
東京都都市整備局市街地建築部建築企画課建築係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
（第二本庁舎3階南側）
電話 03-5388-3343（直通）